

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。
本業務は、電子契約システム対象案件である。

令和3年5月10日

分任支出負担行為担当官
北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所長
田井 浩朗

1 工事概要

- (1) 工事名 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業
東部・西部排水機場改修その3工事
- (2) 工事場所 富山県高岡市石丸地内及び射水市七美穴場内
- (3) 工事内容 本工事は、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業に基づき、東部排水機場及び西部排水機場の屋上防水の改修を行うものである。
屋上防水改修 1式
- (4) 工期 令和3年12月3日まで
- (5) 本工事は、次の内容の対象工事である。
 - ① 本工事は、提出された競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する簡易Ⅱ型総合評価落札方式の適用工事である。
 - ② 新規参入企業等の入札参加を促進する観点から、評価項目を企業の施工経験に限定するとともに、競争参加資格の申請時点で配置予定技術者の登録及び評価を行わない簡易Ⅱ型総合評価落札方式(企業実績重視型)の試行工事である。
 - ③ 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
 - ④ 品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
 - ⑤ 北陸農政局が定める「低入札価格調査対象工事に係る対策について」(平成18年7月12日付け北陸農政局整備部長名)に基づき、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
 - ⑥ 契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事である。
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (7) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システム(以下「電子入札方式」という。)により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式(持参に限る。)の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
- (8) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(9) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策の変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び回線に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(10) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(11) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

(12) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

(13) 本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。

2 競争参加資格

次に掲げる(1)から(10)の全ての資格要件を満足するものとする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 北陸農政局における対象工事種別に係る令和3・4年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、建築一式工事「B又はC等級」の認定を受けている契約できる本社（店）、支社

（店）又は営業所が北陸農政局管内にある者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2の(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 施工実績

① 平成18年度以降（過去15年間）に元請けとして完成・引渡し完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等の措置により、一時中止又は工期延期を行ったことで、令和元年度内に完成・引き渡しが完了しなくなった工事も実績として認めるものとする。

② 同種工事とは、「建築一式工事」とし、規模は問わないものとする。

なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。

① 監理技術者にあつては、次のいずれかの資格を有すること。

ア 1級建築施工管理技士

イ 1級建築士

ウ 国土交通大臣特別認定者

② 主任技術者にあつては、次のいずれかの資格又は経験を有すること。

ア 1級又は2級建築施工管理技士（建築）

イ 1級又は2級建築士の資格を有する者

ウ 指定学科（建築学又は都市工学）を卒業後、「①高等学校（旧制実業高校含む。）5年以上、②高等専門学校（旧制専門学校含む。）3年以上、③大学（旧制大学含む。）3年以上」の建築工事の実務経験を有する者。④10年以上の建築工事の実務経験を有すること。

- ③ 平成18年度以降（過去15年間）に建築一式工事（規模及び種類は問わない）の施工経験を有する者であること。（共同企業体としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等の措置により、一時中止又は工期延期を行ったことで、令和元年度内に完成・引き渡し完了しなくなった工事も実績として認めるものとする。

ただし、当該工事の契約工期と従事期間が異なる場合は、現場施工期間の1/2以上又は1年以上の期間の経験を有していること。

なお、現場施工期間とは、契約工期のうちの準備工期間及び工事完成後後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

- ④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（建築工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑤ 令和3年7月2日より、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に従い工事現場への配置が可能である者であること。
- (6) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年8月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長である北陸農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

- ① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- ② 企業評価

(2) 総合評価の方法

- ① 標準点を100点とし、施工体制評価点の最高点を30点、加算点の最高点を30点とする。
- ② 施工体制評価点の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。
- ③ 加算点の算出方法は、上記3の(1)の評価項目（企業評価）について評価した結果、得られた評価点数の合計値に加算最高点30点／評価最高点30.5点を乗じた値をもって加算点とする。

④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式(簡易Ⅱ型及び施工体制確認型)は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内での入札参加者の標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値(〔標準点+施工体制評価点+加算点〕/入札価格、以下「評価値」という。)により行う。

⑤ 施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、加算点についても減じる措置を行う。

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者の評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のア及びイのとおりとする。

ア 入札価格が予定価格の制限内であること。

イ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、上記3の(3)の①のア及びイを満足し、かつ適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記3の(3)の①において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書のとおり予決令第86条に規定する調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うものとする。

④ 同一の技術者のみを重複して複数工事に配置予定している場合の落札者の決定に当たっては、先に落札者となった工事の入札参加者は、後の工事の入札を辞退するものとする。(入札説明書により配置予定技術者の兼務を認めている場合を除く。)

なお、落札者の決定に当たっては、開札状況等により開札順とならない場合がある。

4 入札手続等

(1) 担当部局 〒939-0341 富山県射水市三ヶ624

北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所

射水平野支所 保全整備専門官

電話 0766-30-2220

(2) 入札説明書の交付方法、期間及び場所

入札説明書は、電子入札方式により交付する。

① 交付期間：別表1の①に示す日時

② 交付場所：〒939-0341 富山県射水市三ヶ624

北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所

射水平野支所 保全整備専門官

電話 0766-30-2220

③ その他：CD-R等による交付方法を希望する場合は、あらかじめその旨を上記4の(2)の②の場所へ申し出るものとし、CD-R等を持参すること。返信用封筒及びCD-R等を用意した場合には郵送(書留郵便に限る。以下同じ。)又は託送(配達記録が残るものに限る。以下同じ。)も受け付ける。なお、交付は無料とする。

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：別表1の②に示す日時

② 提出場所：上記4の(2)の②に同じ。

③ その他：電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は上記②へ持参又は郵送（郵便書留や宅配便など配達記録が残るものに限る）するものとする。

④ 申請書の作成・提出にあたっては、上記4の(2)に示す交付期間、交付場所及び方法により入札説明書（申請書様式等を含む。以下同じ。）を入手すること。

⑤ 上記4の(3)の④以外の方法で入手した入札説明書をもとに作成・提出した申請書は受け付けない。

(4) 入札、開札の日時、場所及び提出方法

電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により下記4の(5)の①、②に持参し、提出すること。

① 入札（開札）日時：別表1の③に示す日時

電子入札方式による入札の場合は、別表1の④に示す期間内に送信する。

② 入札（開札）場所：北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所 入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行小松代理店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行金沢支店）。

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁 北陸農政局）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更は認められない。

また、落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(8) 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

(9) 低入札価格調査を受けたものとの契約について

① 低入札価格調査を受けた者との契約に係る契約保証金の額は、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。下記5の(9)の②及び③において同

じ。)の10分の3以上とする。

② 低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

③ 低入札価格調査を受けた者との契約に関し、発注者より契約解除された場合の違約金は、請負代金額の10分の3に相当する額とする。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の(1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者であっても、上記4の(3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(12) 契約締結後のV E提案

① 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については、特別仕様書による。

② V E提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

③ 発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもV E提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

(13) 電子入札について

① 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」(北陸農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/hokuriku/bid/index.html>)によるものとする。

(14) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額の内訳金額を入力した工事費内訳書を提出すること。

(15) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」(平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知)に基づき、次のとおり実施する。

① 監督体制の強化等

ア 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費等、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。

さらに、「施工段階における確認マニュアル(一部改正)」(平成31年3月28日付け事務連絡 農村振興局設計課施工企画調整室長名)等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

イ 下請契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

(16) 低入札価格調査対象工事に係る対策について

- ① 次に示す段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずることとする。
 - ア 施工確認段階
 - イ 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）
 - ウ 下請契約状況調査における下請支払いの実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）
- ② 上記5の(16)の①に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において北陸農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式による加算点を50%減ずる。
- ③ 上記5の(16)の①に示す文書指示の回数が2回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間（対象工事が2年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。）、北陸農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。
- ④ 本工事の工事成績評定表の評定点合計が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記5の(16)の②と同様の措置を講ずる。

(17) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(18) 詳細は入札説明書による。

別表1 入札手続に係る期間等

①	入札説明書の交付期間	令和3年5月10日から令和3年5月19日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。
②	申請書及び確認資料、の提出期間	令和3年5月11日から令和3年5月19日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。
③	入札（開札）日時	令和3年6月14日 11時00分
④	電子入札による入札期間	令和3年6月10日から令和3年6月11日 午後5時まで。

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1項に規定する行政機関の休日をいう。